

社会保険庁からのお知らせ（保険料の特別徴収事務関連）

介護保険料の年金からの特別徴収事務に関連し、下記の事項に留意いただきますようお願いいたします。

なお、各市町村におかれましては、関係各署への周知方併せてお願いいたします。

記

1. 介護保険料の納入
2. 平成12年12月における磁気媒体の提出期限について
3. 平成12年分所得に関する源泉徴収票及び公的年金等支払報告一覧表について

1. 介護保険料の納入

(1) 介護保険料の納入について

年金から特別徴収した介護保険料については、介護保険法第137条の規定に基づき、年金の定期支払月の翌月10日までに、市町村が指定する金融機関に年金保険者毎に振り込むこととしております。

なお、社会保険庁における納入等事務処理の詳細については、「介護保険料の年金からの特別徴収 市町村における保険料納入及び過徴納保険料の取扱いに係る事務処理要領」の7頁を参照してください。

また、国家公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団及び農林漁業団体職員共済組合（以下「共済組合」という。）に係る納入等事務処理の詳細については、各共済組合にお問い合わせください。

○社会保険庁に係る振込名義及び振込日について

特別徴収 義務者コード	振込名義	振込日
999	社会保険庁 ^(※1)	原則として、10日（休業日の場合は前営業日）から起算して4営業日前から順次振り込み

※1 原則として、「社会保険庁」名義で特別会計（国民年金特別会計及び厚生保険特別会計）毎の2つに分けて振り込みます。

(2) 介護保険料額納入の通知について

市町村に納入した介護保険料額については、市町村・社会保険庁間の磁気媒体による情報交換における「介護特別徴収結果の通知」に個人別内訳、徴収総件数及び徴収総額を収録していることから、紙面による通知等は行いません。

なお、当該通知には、社会保険庁に係る情報のほか、共済組合に係る情報も収録されていることから、納入額と突合する際は注意願います。

○「介護特別徴収結果の通知（通知内容コード：22）」のデータ構成^(※2)

国家公務員共済組合連合会 (501) 日本私立学校振興・共済事業団 (686) 農林漁業団体職員共済組合 (687) 社会保険庁 (999)

H	D	T	H	D	T	H	D	T	H	D	T

H：ヘッダレコード

D：データレコード……「各種金額（金額1）」欄：個人毎の徴収額

T：トレイラレコード…「合計件数」欄：徴収総件数

「合計金額（金額1）」欄：徴収総額^(※3)

※2 データの構成等の詳細については、「介護保険料の年金からの特別徴収における情報交換媒体作成仕様書」の78頁（オープンリール型磁気テープ編）、67頁（フロッピーディスク編）を参照してください。

※3 社会保険庁に係る介護保険料の振り込みは、特別会計毎に行うこととしていますが、磁気媒体の「徴収総額」は各特別会計の金額の合計額を収録しています。

(3) 介護保険料の振込不能について

年金保険者は、金融機関名や口座名義等の相違により介護保険料の振り込みが行えなかった場合、金融機関等から振込不能の報告書を受け、該当市町村に口座名義等の確認を行い、再度振込の手続きを行います。納入まで日数を要しますのでご了承ください。

(4) 振込先金融機関等の変更について

市町村が振込先金融機関等を変更する場合、年金保険者毎に変更手続きを行っていただく必要があります。

社会保険庁においては、特別徴収月の前々月まで（例：2月年金支払時に特別徴収した介護保険料の振込先金融機関を変更する場合は前年12月中）に「介護保険料振込先金融機関変更届〔様式第9号〕」を直接社会保険業務センターあて送付してください。

なお、詳細については、「介護保険料の年金からの特別徴収 市町村における保険料納入及び過誤納保険料の取扱いに係る事務処理要領」の11頁を参照してください。

また、共済組合への提出書式及び提出先等については、各共済組合にお問い合わせください。

(5) 過誤納保険料の告知時期について

社会保険庁は、特別徴収対象被保険者が死亡したことにより年金から特別徴収された介護保険料に過誤納が生じた場合、原則として、毎月20日に市町村に対して返納金の告知（返納金納入告知書及び介護保険料返納金内訳書の送付）を行うこととしており、初回告知は平成12年12月21日としています。

また、毎年4月の告知は、国の会計年度の関係から告知は行いません。

なお、職人徴収官の名称等は次のとおりです。

職人徴収官	社会保険庁総務部経理課長
所 属	社会保険庁
所 在 地	〒100-8045 東京都千代田区霞ヶ関1丁目2番2号

2. 平成12年12月における磁気媒体の提出期限について

市町村において作成された「介護特別徴収各種異動の通知」を収録した磁気媒体については、毎月20日（20日が行政機関の閉庁日の場合は当該閉庁日の前日）までに管轄の社会保険事務所に提出していただくこととしておりますが、平成12年12月に提出していただく予定の磁気媒体については、年末年始の休日による処理期間の関係から12月19日までに提出していただきますようよろしくお願いいたします。

3. 平成12年分所得に関する源泉徴収票及び公的年金等支払報告一覧表について

平成12年1月から12月までに支払った年金額等を記載した源泉徴収票を平成13年1月中旬に年金受給者あて送付することとしておりますが、介護保険料の年金からの特別徴収については平成12年10月から開始されたこと、また、所得税法第74条の規定により介護保険料は社会保険料控除として扱うこととされていることから、社会保険庁においては、新たに源泉徴収票に「社会保険料の金額（介護保険料額）」欄を設け、当該年において特別徴収した介護保険料（特別徴収対象被保険者でない方については「0円」）を記載することとしました。

また、同時期に市町村へ送付している公的年金等支払報告一覧表についても、同様に「社会保険料の金額（介護保険料額）」欄を設け、介護保険料の記載を行うこととしました。

なお、平成12年分においては、10月及び12月に特別徴収した介護保険料を記載することとしております。

※ 共済組合が発行する源泉徴収票の様式等については、各共済組合にお問い合わせください。

【参考】共済組合の連絡先

	磁気媒体に収録された 情報に関する問い合わせ	市町村に納入した介護 保険料に関する問い合 わせ	過誤納保険料の返納に 関する問い合わせ
国家公務員共済組 合連合会	年金部 年金支給第一課 〒102-8082 東京都千代田区九段南1-1-10 03-3265-8141 (代)	年金部 年金支給第一課 九段合同庁舎	年金部 債権管理担当
農林漁業団体職員 共済組合	年金業務部 年金支給課 〒105-8030 東京都港区虎ノ門4-1-1 03-3432-8175 (介護保険専用)	年金業務部 年金支給課 東京農林年金会館内	年金業務部 年金支給課
日本私立学校振 興・共済事業団	年金部 年金第二課 〒113-8577 東京都文京区湯島1-7-5 03-3813-5321 (代)	財務部 経理第二課	財務部 経理第二課

平成12年分 源泉徴収票

(表面)

郵便はがき

料金後納
郵便

平成12年分 公的年金等の源泉徴収票

種別	支払金額	源泉徴収税額
年金	円	円
年金等の引出 本人		
有	無	有
扶養親族の数		
有	無	有
社会保険料の金額 (介護保険料額)		
有	無	有
年金の種類		
生年月日		
(備註)		

(裏面の記入事項をよくお読みなさい。)

支払者
東京都千代田区隅ヶ間1丁目2番2号
大田吉 社会保険庁総務部総務課
社会保険庁
〒164-8505
東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号
電話 03(3334)3131

印影

(裏面)

(注意事項)

- この源泉徴収票の「支払金額」は、平成12年中(平成12年1月から平成12年12月)に支払われた額です。したがって、この源泉徴収票の「支払金額」と現在支払われている年金の年金額とは、相違しますのでご注意ください。
- この源泉徴収票の「社会保険料の金額」は、平成12年中に「支払金額」から特別徴収された介護保険料額であり、源泉徴収税額の計算対象から控除されています。
- この源泉徴収票は、あなたが税務署に確定申告をする必要があるときに使用してください。
 - 確定申告をしなければならない場合があるときの例
 - ・ 年金収入のほかに給与収入などがある場合
 - ・ 公的年金等収入以外に所得がない65歳以上の人で、所得のない配偶者があり、その年金収入の合計額が319万9334円以上の場合 など
 - 確定申告書の用紙及び手引は、税務署や市区町村役場などに用意してあります。
 - 確定申告書の記載に当たっては、定率減税額欄の記載漏れや計算誤りがないようお願います。なお、確定申告書は、郵送でも提出できます。
 - 確定申告についてわからないことがありましたら、お近くの税務署・税務相談室にお問い合わせください。
- 源泉徴収票についてわからないことがありましたら、お近くの社会保険事務所、社会保険事務所の事務所または社会保険業務センターにおたずねください。

※ 退職共済年金を受けている方で、「支払金額」と「源泉徴収税額」欄の金額が上下2段に記載されている場合
 上段の金額(所得税法第203条の3第1号適用)は64歳までの特別支給の退職共済年金の額
 下段の金額(所得税法第203条の3第2号適用)は65歳からの退職共済年金の額を記載しています。

○ インターネットの国税庁のホームページ [http://www.nta.go.jp] では、確定申告に関する情報やタックスアンサー [http://www.taxanscr.nta.go.jp] に関する情報等を提供しています。

平成12年分 公的年金等支払報告一覽表

市町村コード		住所		氏名		性別		生年月日		年齢		所得		支払額		支払方法	
001	001	001	001	001	001	001	001	001	001	001	001	001	001	001	001	001	001
氏名	住所	氏名	住所	氏名	住所	氏名	住所	氏名	住所	氏名	住所	氏名	住所	氏名	住所	氏名	住所
支払金額	支払方法	支払金額	支払方法	支払金額	支払方法	支払金額	支払方法	支払金額	支払方法	支払金額	支払方法	支払金額	支払方法	支払金額	支払方法	支払金額	支払方法
001	001	001	001	001	001	001	001	001	001	001	001	001	001	001	001	001	001
氏名	住所	氏名	住所	氏名	住所	氏名	住所	氏名	住所	氏名	住所	氏名	住所	氏名	住所	氏名	住所
支払金額	支払方法	支払金額	支払方法	支払金額	支払方法	支払金額	支払方法	支払金額	支払方法	支払金額	支払方法	支払金額	支払方法	支払金額	支払方法	支払金額	支払方法
001	001	001	001	001	001	001	001	001	001	001	001	001	001	001	001	001	001
氏名	住所	氏名	住所	氏名	住所	氏名	住所	氏名	住所	氏名	住所	氏名	住所	氏名	住所	氏名	住所
支払金額	支払方法	支払金額	支払方法	支払金額	支払方法	支払金額	支払方法	支払金額	支払方法	支払金額	支払方法	支払金額	支払方法	支払金額	支払方法	支払金額	支払方法
001	001	001	001	001	001	001	001	001	001	001	001	001	001	001	001	001	001
氏名	住所	氏名	住所	氏名	住所	氏名	住所	氏名	住所	氏名	住所	氏名	住所	氏名	住所	氏名	住所
支払金額	支払方法	支払金額	支払方法	支払金額	支払方法	支払金額	支払方法	支払金額	支払方法	支払金額	支払方法	支払金額	支払方法	支払金額	支払方法	支払金額	支払方法
001	001	001	001	001	001	001	001	001	001	001	001	001	001	001	001	001	001
氏名	住所	氏名	住所	氏名	住所	氏名	住所	氏名	住所	氏名	住所	氏名	住所	氏名	住所	氏名	住所
支払金額	支払方法	支払金額	支払方法	支払金額	支払方法	支払金額	支払方法	支払金額	支払方法	支払金額	支払方法	支払金額	支払方法	支払金額	支払方法	支払金額	支払方法
001	001	001	001	001	001	001	001	001	001	001	001	001	001	001	001	001	001
氏名	住所	氏名	住所	氏名	住所	氏名	住所	氏名	住所	氏名	住所	氏名	住所	氏名	住所	氏名	住所
支払金額	支払方法	支払金額	支払方法	支払金額	支払方法	支払金額	支払方法	支払金額	支払方法	支払金額	支払方法	支払金額	支払方法	支払金額	支払方法	支払金額	支払方法

社会保険庁